

(仮称) 箕面市自殺対策推進計画(素案)の内容について

1. 計画策定の考え方

本計画は、自殺対策基本法に基づく法定計画で、箕面市において保健・福祉・教育等の関係機関及び団体等と連携した対策を推進するためのもの。

2. これまでの検討経過

平成30年4月13日	政策レク(アジェンダ)、市長指示
平成30年6月11日	政策レク(アジェンダ)、市長指示
平成30年7月13日	保健医療福祉総合審議会、意見聴取
平成30年7月30日	大阪府こころの健康総合センター、意見聴取完了

3. 計画における具体的な取り組み

具体的取り組みを進めるにあたっては、自殺対策に関連する既存事業を有効に活用するとともに、国補助金の確保に努める。

(取り組み領域)

- 3-1 自殺予防のための人材育成
 - ・ゲートキーパーの養成
 - ・職員研修の実施
- 3-2 地域におけるこころの健康づくり
 - ・学校におけるこころの健康づくり
 - ・集いの場の充実
- 3-3 自殺に関する正しい知識の普及啓発
 - ・市民への啓発と周知
 - ・相談窓口の明確化
- 3-4 関係機関・団体等との連携
 - ・庁内部局間の連携
 - ・関係機関・団体等との連携

4 計画の進行管理

計画の進行管理は、他の事務事業と同様に毎年度評価を行い、必要に応じて事業の見直し等を行う。

5 今後のスケジュール

- ・平成 30 年 10 月 1 日 パブリックコメント開始
- ・平成 30 年 10 月 31 日 パブリックコメント終了
- ・平成 30 年 11 月 計画案の見直し、計画案の確定
- ・平成 30 年 12 月 パブリックコメントの意見集約・結果の公表

パブリックコメント手続実施要項

作成日:平成30年(2018年) 月 日

案 件 の 名 称	(仮称)箕面市自殺対策推進計画(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	新たに策定する「(仮称)箕面市自殺対策推進計画(素案)」について、広く市民のみなさまの声を聴くため。
実 施 部 局 名	健康福祉部 地域保健室
(問 い 合 わ せ 先)	地域保健室(電話:072-727-9507 ファクス:072-727-3539 メール:kenkou@maple.city.minoh.lg.jp)
パブリックコメントの対象となる資料	(仮称)箕面市自殺対策推進計画(素案)
参 考 資 料	(仮称)箕面市自殺対策推進計画(素案)の考え方について
閲覧方法と閲覧場所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市ホームページ (アドレス http://www.city.minoh.osaka.jp/***.htm) (2) 健康福祉部地域保健室(ライフプラザ総合窓口) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階14番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p>
意見等の提出期間	平成30年(2018年)10月1日(月)から10月31日(水)まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	<p>原則として、次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子メールによる送付 <p>※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。</p> <p>公表期間:平成30年(2018年)12月3日(月)から12月28日(金)まで</p> <p>※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備 考	

(仮称) 箕面市自殺対策推進計画 (素案)

【平成 30 年 月】

箕面市

目次

1	計画の概要	P3
1-1	計画策定の趣旨	
1-2	計画の位置づけ	
1-3	計画の見直し及び数値目標	
2	自殺の現状	P4
2-1	全国の自殺者数の推移	
2-2	全国・大阪府・箕面市の自殺率の推移	
2-3	箕面市の自殺者数の推移	
2-4	箕面市の自殺の特徴	
3	具体的な取り組み	P6
3-1	自殺予防のための人材育成	
3-2	地域におけるこころの健康づくり	
3-3	自殺に関する正しい知識の普及啓発	
3-4	関係機関・団体等との連携	
4	計画の進行管理について	P8

1 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、自殺は広く社会の問題と認識され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてきました。

その結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど着実に成果を上げてきましたが、未だ自殺者数の累計は毎年2万人を超える深刻な状況は続いており、人口10万人あたりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という。）は17.10となっています。

一方、箕面市においては、平成28年の自殺者数は13人で、自殺率は9.59となっています。

このような状況を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策と有機的な連携のもとに自殺対策を推進するため、「箕面市自殺対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」であり、自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）、大阪府の「大阪府自殺対策基本方針」、及び「箕面市総合計画」や保健・福祉・教育等各種計画との整合性を有しています。

1-3 計画の見直し及び数値目標

この計画は、概ね5年を目処に行われる大綱の見直しに合わせて適宜見直しを行います。大綱における当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで自殺率を減少させることを目指し、平成38年までに、平成27年自殺率と比較して30%以上減少させるとしています。箕面市における当面の目標値についても、自殺率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしますが、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指します。

	平成27年	平成38年まで
自殺率 *1	7.40	5.18 以下
総自殺者数	10人	約7人 *2

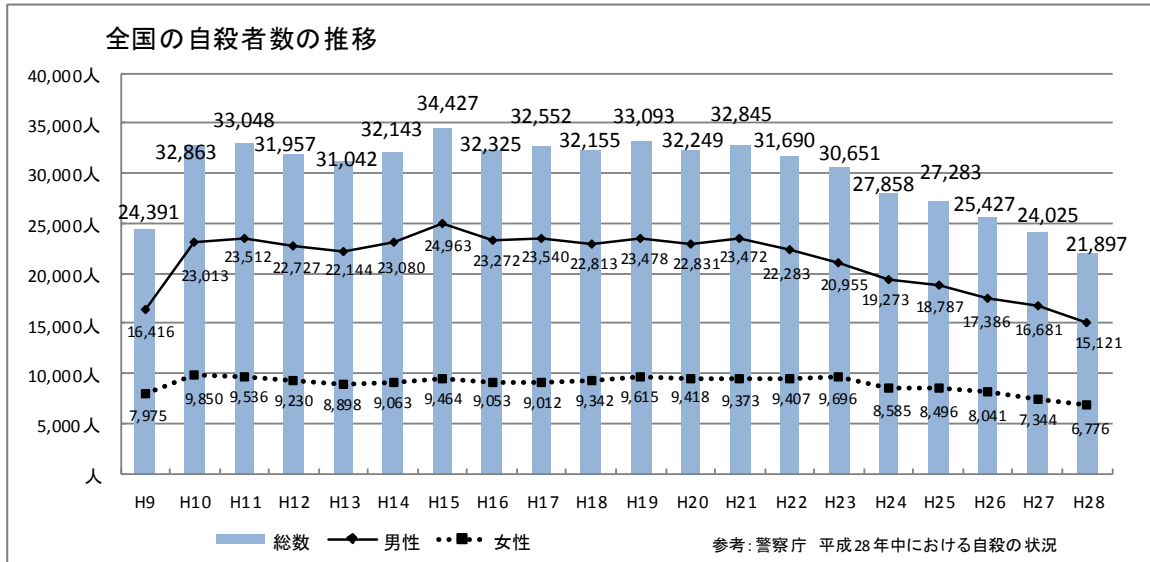
*1 自殺率 = 10万人 ÷ 総人口 × 総自殺者数

*2 総人口を143,343人で算出（箕面市人口ビジョンより）

2 自殺の現状

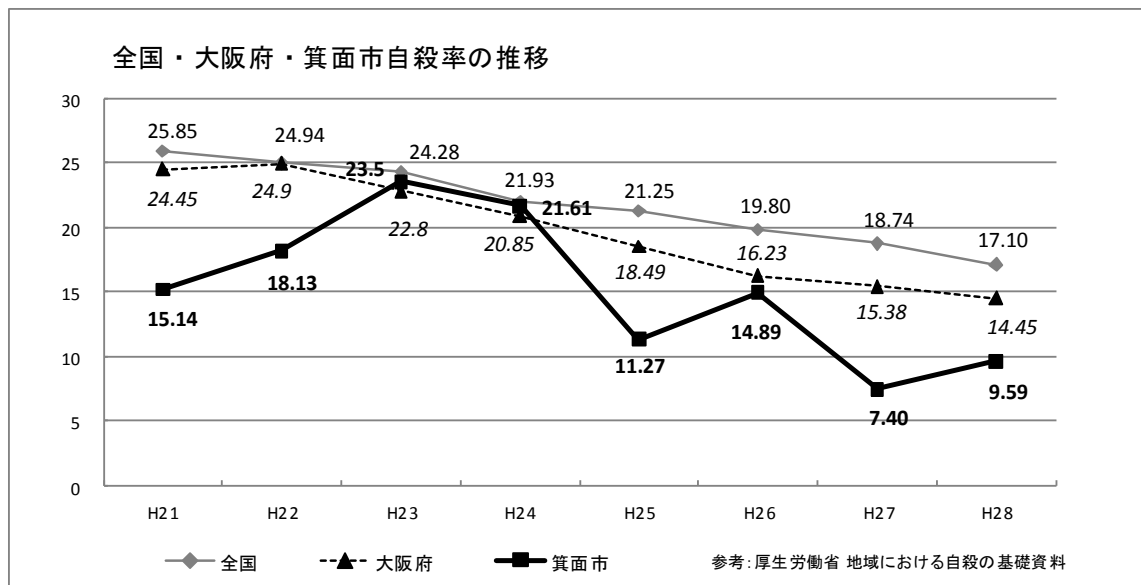
2-1 全国の自殺者数の推移

「全国の自殺者数の推移」では、平成10年以降14年間連続して3万人を超えていましたが、平成22年以後減少が続き、平成24年から5年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。



2-2 全国・大阪府・箕面市の自殺率の推移

平成21年から平成28年までの「全国・大阪府・箕面市自殺率の推移」において、箕面市は、平成25年以降、大阪府より低い水準で増減を繰り返しながら減少傾向にあります。



自殺率 = 10万人 ÷ 総人口 × 総自殺者数

2-3 箕面市の自殺者数の推移

箕面市の平成24年から平成28年における5年間累計の「男女（経年）別自殺者数」は86人（男性53人、女性33人）でした。

	H24	H25	H26	H27	H28	合計
男性	18人	8人	12人	7人	8人	53人
女性	10人	7人	8人	3人	5人	33人
合計	28人	15人	20人	10人	13人	86人

2-4 箕面市の自殺の特徴

箕面市における平成24年から平成28年までの5年間累計自殺者数86人について、自殺総合対策推進センター（厚生労働省所管）において分析された結果、自殺者数の上位3区分は下表のとおりで、「高齢者、生活困窮者、勤務・経営」の3つの集団に対する対策を進めることが推奨されています。

上位3区分	自殺者計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位 女性 60歳以上 無職 同居	11人	12.8%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位 男性 40～59歳 有職 同居	9人	10.5%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位 男性 60歳以上 無職 同居	7人	8.1%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺

（箕面市地域実態プロフィール2017 自殺日・住居地、H24～H28の自殺者数合計）

自殺の背景には様々な「危機要因」が潜んでいます。自殺の危機要因は、それ単独で自殺の要因となっているわけではなく、自殺時に抱えていた「危機要因」数は、一人あたり平均4つとされています。

「危機要因」が互いに連鎖することで「自殺の危機経路」を形成し、事態がそのまま進行していくと自殺に至る可能性が高いとされています。

3 具体的な取り組み

自殺の背景には、様々な社会的要因が複雑に関係しています。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

大綱においては、自殺の要因（危機経路）に関して効果的な対策を組織的に展開することで、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが基本理念とされています。

箕面市では、大綱に基づき、「全国的に実施することが望ましい対策」及び「箕面市の特性に応じた対策」、「既存事業の活用」を考慮し、市民や関係機関・団体等と連携した取り組みを推進していきます。

3-1 自殺予防のための人材育成

- ・悩んでいる人の身近な相談役となる「ゲートキーパー」を拡充します。

取り組み	内容
ゲートキーパーの養成	<ul style="list-style-type: none">・市民に対して、身近な人の異変に気づき、話を聞いて、見守り、専門機関につなぐことができるゲートキーパーの養成講座を実施します。・福祉等関係職員に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。
職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・窓口や電話対応を行う初期相談対応者に対して、適切な対応能力向上のための研修を実施します。

3-2 地域におけるこころの健康づくり

- ・学校や地域と連携して「こころの健康づくり」を推進します。

取り組み	内容
学校におけるこころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none">・児童、生徒に対して、スクールカウンセラー等専門職による健康相談を推進します。・児童、生徒に対して、市や府の相談窓口を周知するとともに、悩んでいるときに自ら相談することができるよう指導します。・生徒指導担当教員を中心に、子どもの見守り体制を充実し、悩んでいる子どもを早期に発見できるようにします。・児童、生徒が様々な人権課題について学び、互いの違

	いを認め合い支え合う人間関係を築くことができるよう指導します。
集いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味の集いや子育てサークル、高齢者の孤立を防ぐためのサロンの開催や、声かけ運動等を推進します。 ・世代間を超えて、地域交流を深めるための行事等を推進します。

3-3 自殺に関する正しい知識の普及啓発

- ・自殺予防及びうつ病など精神疾患に関する知識の普及啓発を推進します。

取り組み	内容
市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺に追い込まれる心情や背景への理解を深めることも含めて、箕面市における自殺者数などの実態について情報提供を行います。 ・自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に合わせて重点的な啓発活動を実施します。 ・こころの健康に関する講座やイベントの開催します。 ・地域の要望に応じて、こころの健康に関する出前講座等を実施します。
相談窓口の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安を抱える人にとって、わかりやすい相談窓口の情報を発信します。

3-4 関係機関・団体等との連携

- ・様々な分野の人や組織と密接に連携して包括的に対策を推進します。

取り組み	内容
庁内部局間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺のリスクが高い人に関して、庁内システムにより情報連携を図ります。 ・庁内連絡会議において情報共有を行います。
関係機関・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援関連事業について、関係機関・団体等との連携を図るため既存の連携会議等で情報の共有、連絡調整を行います。 ・個別に応じた必要な支援につなげるため、個人情報の適切な管理を行いながら、関係機関・団体等と連携します。

4 計画の進行管理について

計画の進行管理は、毎年度その実績をとりまとめ、分析・評価及び必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

には、各対策の周知を行うとともに、必要に応じて各対策に対する意見を求めます。

会議名	関係機関・団体等
箕面市保健医療福祉総合審議会	学識経験者*、箕面市医師会、箕面市歯科医師会、箕面市薬剤師会、公募市民*、大阪府社会福祉協議会、箕面市障害者市民施策推進協議会、箕面市老人クラブ連合会、箕面市民生委員児童委員協議会、箕面市社会福祉協議会、大阪府池田保健所、箕面市立病院
箕面市要保護児童対策協議会	大阪府池田子ども家庭センター、大阪府池田保健所、大阪府箕面警察署、大阪府立箕面支援学校、大阪府立豊中支援学校、箕面市内の大阪府立高等学校・私立高等学校、箕面市人権文化部、箕面市健康福祉部、箕面市立病院、箕面市消防本部、箕面市立小学校・中学校、箕面市教育委員会事務局、箕面市医師会、箕面市歯科医師会、箕面市社会福祉協議会、箕面市国際交流協会、箕面地区人権擁護委員連絡会、箕面補導地区少年補導協助力連絡会、箕面市民生委員児童委員協議会、箕面市私立幼稚園連盟、民間保育所連絡会、弁護士*、学識経験者*
大阪府池田保健所精神保健に係る連絡会議	大阪府池田保健所、箕面市、池田市、豊能町、能勢町、箕面市消防本部（豊能町）、池田市消防署、能勢町消防関係（豊中市）、大阪府池田保健所管内の精神科医療機関、訪問看護ステーション、箕面市医師会、池田市医師会、箕面市立病院、市立池田病院、箕面警察署、池田警察署、豊能警察署

* は関係機関・団体等以外

箕面市自殺対策推進計画

発行年月：平成 30 年（2018 年） 月

編集・発行

箕面市健康福祉部地域保健室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野 5-8-1

電話：072-727-9500（代表）

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

3 0 -